

令和 7 年 第 3 回

長与町議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 2 日 開会
令和 7 年 9 月 19 日 閉会

長 与 町 議 会

令和7年第3回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和7年 9月 2日
本日の会議 令和7年 9月 2日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下 町 純 子 議員	2番 堀 真 議員	3番 藤 田 明 美 議員
4番 岡 田 義 晴 議員	5番 八 木 亮 三 議員	6番 松 林 敏 議員
7番 西 田 健 議員	8番 浦 川 圭 一 議員	9番 中 村 美 穂 議員
10番 安 部 都 議員	11番 金 子 恵 議員	12番 山 口 憲 一 郎 議員
13番 堤 理 志 議員	14番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員
16番 安 藤 克 彦 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	山 口 聰 一 朗 君
課 長 補 佐	江 口 美 和 子 君	主 査	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	荒 木 重 臣 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
建 設 産 業 部 長	山 崎 祚 三 君	健 康 保 険 部 長	山 本 昭 彦 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	荒 木 隆 君	企 画 財 政 部 理 事	中 村 元 則 君
住 民 福 祉 部 理 事	細 田 愛 二 君	総 務 課 長	大 山 康 彦 君
代 表 監 査 委 員	岩 本 健 君		

会議録署名議員

5番 八 木 亮 三 議員 6番 松 林 敏 議員

本日の会議に付した案件・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分
散会 10時21分

令和7年第3回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会期 9月2日（火）～9月19日（金） 18日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
9	2	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明） (全員協議会)
	3	水	9：30		一般質問（5名） (午前) 金子議員・岡田議員 (午後) 八木議員・西岡議員 堤議員
	4	木	9：30	本会議	一般質問（3名） (午前) 中村議員・下町議員 (午後) 松林議員
	5	金	9：30	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	6	土	—	休 会	
	7	日	—	休 会	
	8	月	9：30	委員会	付託案件審査
	9	火	9：30	委員会	付託案件審査
	10	水	9：30	委員会	付託案件審査
	11	木	9：30	委員会	付託案件審査
	12	金	9：30	委員会	付託案件審査
	13	土	—	休 会	
	14	日	—	休 会	
	15	月	—	休 会	
	16	火	9：30	委員会	付託案件審査
	17	水	9：30	委員会	付託案件審査予備日
	18	木	9：30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	19	金	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

◎一般質問通告一覧（令和7年第3回長与町議会定例会）

令和7年9月

1	11番	金子 恵 議員 ① 老人福祉センター「丸田荘」の必要性と今後の方向性について ② 潮井崎公園有料化に伴う課題と町民優遇策について
2	4番	岡田 義晴 議員 ① 本町の上下水道の整備について ② 地域防災の取り組みについて
3	5番	八木 亮三 議員 ① リチウムイオン電池による火災を防ぐために ② 長与町社会福祉協議会の運営状況について
4	15番	西岡 克之 議員 ① 本町の企業誘致活動について ② 本町の施設管理と運用について
5	13番	堤 理志 議員 ① 役場窓口でのカスタマーハラスメントについて ② 本町義務教育の課題と学力の分析について
6	9番	中村 美穂 議員 ① 健康づくりの推進について ② プラスチックごみの処理方法について
7	1番	下町 純子 議員 ① 長与総合公園水泳プールについて
8	6番	松林 敏 議員 ① 自治会運営について ② 若年層・高齢者層の投票率向上に向けた取り組みについて

令和7年第3回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和7年9月2日（火）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	報告 10	令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
6	報告 11	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
7	報告 12	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
8	48	長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	
9	49	長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	
10	50	長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する条例	
11	51	長与町新図書館等複合施設建設工事（太陽光）請負契約の締結について	
12	52	中尾城公園遊具更新工事請負契約の締結について	
13	53	町道路線の廃止について	
14	54	町道路線の認定について	
15	55	令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）	
16	56	令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
17	57	令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
18	58	令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
19	59	令和7度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	
20	60	令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	
21	61	令和6年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和7年第3回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番八木亮三議員、6番松林敏議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から9月19日までの18日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの18日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります、お手元に配布したとおりであります。次に請願、陳情について申し上げます。請願、陳情はありません。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。行政報告に入ります前にでございますけれども、今回発生いたしました不適切な事務処理に伴い、県より受け入れる予定としておりました令和6年度の補助金の一部に不足額を生じさせた事案につきまして、議員各位をはじめ町民の皆さまの信頼を損なうことになりましたことに深くおわびを申し上げます。概要といたしましては、既に公表させていただいている内容とはなりますけれども、今回対象でありました長崎県の補助金の交付要件につきまして、長与町から対象者への資金交付期限が令和7年3月末日となっているところを、伝票処理における支出負担行為を3月中に完了することで4月の振り込みであっても要件を満たすものと誤認していたことにより、補助の対象外となりました。また事務処理を行う過程におきまして、当該補助金に関する県からの文書を未収受、未起案のまま施行するなど、公文書の処理に不適切な取り扱いが見られたことから、担当職員ならびに管理職員に対しまして、令和7年7月28日付で懲戒処分を行っております。処分内容につきましては、担当職員を減給10分の1、2カ月間、担当課長を減給10分の1、1カ月間、当時の担当部長を戒告としたところでございます。今回の事案を受けまして、全職員に対し服務規律の徹底と法令順守について指示をしたところでございます。再発防止に万全を期すとともに、全職員が一丸となって町民の皆さまからの信頼回復に取り組んでまいる所存でございます。

それでは行政報告をさせていただきます。本日は令和7年第3回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中にご出席を賜り厚くお礼を申し上げるところでございます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本議

会におきましても令和6年度一般会計をはじめ、各会計の歳入歳出決算の認定についてなど多くの議案をお願いをいたしております。長期間になることと存じますが、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。それでは、6月から8月にかけましてお手元に資料を配布させていただいておりますので、主要な部分のみご報告させていただきます。まず6月でございますが、1日には町民一斉清掃を実施をいたしました。各地域の道路や公園、空き地などの除草や側溝の清掃など町内全域におきまして多くの町民の皆さんにご参加をいただきました。ご協力いただきました町民の皆さんには心より感謝を申し上げたいと思っております。11日には株式会社ゼンリンと災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結をいたしております。本協定は、災害時におきまして、最新の住宅地図等を提供していただけるものであり、本町の防災力の強化につながるものと期待をしております。19日には国道207号の整備促進、高田南土地区画整理事業および都市計画道路西高田線の整備促進について国土交通省等へ要望を行っております。7月に入りまして、6日には長与町消防団夏季訓練を実施をいたしました。今回は火災発生時に迅速かつ適切な対応を行うために、町内各分団参加の下、最も基本的なホース延長操作訓練を兼ねて放水競技大会を行っております。町民の生命と財産を守るべく日頃からご尽力をいただいている消防団をはじめ関係者の皆さんには、心より感謝を申し上げる次第でございます。7日から10日にかけましては、姉妹都市のアメリカ合衆国コネチカット州ウェザースフィールド町からマシュー・フォレスト副町長ご夫妻の公式訪問を受け入れました。本町滞在中は、歓迎レセプション、経済交流、町内中学校等においての教育交流および被爆者の方々との平和交流を行いました。今回の公式訪問を通して、両町の交流を今後も継続して行うことを確認をいたしております。8日には、株式会社翔薬長崎営業部と健康づくりの推進における連携協定の締結式を執り行いました。本協定は、町民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に取り組むこととなっておりまして、本町が目指すまちづくりの実現に向け大変大きな力になるものと期待をしておるところでございます。22日には、三宝商事株式会社と災害時における施設利用および物資供給に関する協定の締結式を執り行っております。本協定は、災害時における施設利用や被災者への物資供給の支援を頂けるものであり、本町の被災者支援体制の充実につながるものと期待をしております。8月に入りまして、9日には平和コンサートinながよが開催されました。本年は被爆80周年という節目の年でもあり、目的を同じくする平和の集いを合同開催しております。小中高生による平和の朗読、そして平和の尊さや戦争の惨禍の記憶を風化させることがないよう、音楽に祈りを込め長与町から平和への思いを発信をいたしました。18日には長崎県および長崎県議会へ安藤議長にご同行いただき要望活動を行っております。この要望は、大石知事および外間県議会議長に対しまして本町の抱える課題につきましてご理解をいただくとともに、その解決に向け強く要望を行うもので、一般国道207号の整備、中学校部活動の地域展開に伴う財源の確保、子育て世帯支援を目的とした学校給食費の補助に必要な財源の確

保の重点要望項目を含め9項目をお願いしたところでございます。今後も県に対しまして働きかけを行い、要望項目の解決に取り組んでまいります。24日には長与川まつりが開催され、午前中には川の恵みへの感謝と町民の安全と繁栄を祈願する神事を執り行い、また自治会や関係団体、地元企業のご協力により長与川の清掃活動を実施をいたしました。夕方からは町内外から多くの皆さんにご来場いただき、ステージイベントや出店、打ち上げ花火など夏の夜のひとときを楽しく過ごしていただきました。事前準備を含め多くの方々にご協力を賜り、心より感謝申し上げる次第でございます。また行政報告には載せておりませんけれども、先月まで開催されておりました全国高等学校総合体育大会におきまして、県立長崎北陽台高等学校登山部の女子が全国優勝、男子が全国4位といううれしいお知らせが届いております。若い力の活躍は本町にとりまして誠に誇らしく喜ばしい限りでございます。今後の活躍に期待するところでございます。その他お手元に配布のとおり多くの会議、事業等があつてあります。次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せましてご参考をいただければと存じます。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第5、報告10令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、日程第7、報告12和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてまでの3件の発言を許します。

町長。

○町長（吉田慎一君）

報告10から報告12につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

皆さまおはようございます。報告10令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告いたします。1. 健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率および将来負担比率では比率が算出されず、実質公債費比率は8.0%でございました。この比率につきましても、早期健全化基準および財政再生基準を下回っております。また、2. 資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計および長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計のいずれの会計も実質赤字に相当する資金の不足額はなく、資金不足比率は算出されておりません。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

荒木教育次長。

○教育次長（荒木隆君）

皆さまおはようございます。報告11和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は、本町吉無田郷で発生した物損事故に係るもので、和解および損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年6月24日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。事故の概要ですが、令和7年5月13日午後4時頃、移動図書館による書籍の貸出返却等業務を行う際に、本町が所有し公益社団法人長崎県シルバーハウスセンター連合会の派遣会員が運転する車両が敷地へ進入後、方向転換した際に施設の屋根雨どいに車体左後方部分が接触し、雨どいの一部を破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし、その損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し本町と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は8万2,500円でございます。なお、事故後直ちに当事者および関連業務従事者への注意喚起を行っております。今後も引き続き、交通法規の順守、安全運転の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

山崎建設産業部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。報告12和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきましてご報告いたします。本報告は、時津町浦郷で発生いたしました物損事故に係るもので、和解および損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年7月25日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解および損害賠償の相手方につきましては、損害を与えていた点を考慮いたしまして氏名等を黒塗りとしております。事故の概要でございますが、令和7年6月4日前午9時33分頃、本町の職員が時津町浦郷の時津警察署敷地内の駐車場におきまして、駐車枠内へ公用車を駐車する際に、正面へ駐車しておりました相手方車両に衝突し破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めました結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし、その損害を賠償するものでございまして、今後本件事故に関し本町と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は31万3,060円でございます。なお、事故後直ちに当事者および関連業務従事者への注意喚起を行っております。今後も引き続き、交通法規の順守、交通安全運転の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第8、議案第48号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から、日程第14、議案第54号町道路線の認定についてまでの7件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について提案理

由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第48号から第54号につきまして提案理由を申し上げます。初めに、議案第48号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして。本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、長与町議会議員および長与町長の選挙における公費負担の限度額に係る所要の改正を行うものでございます。第8条につきましては選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を、第11条につきましては選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるものでございます。なお附則につきましては、第1項は本条例の施行期日を公布の日からとし、第2項では施行日以後その期日を告示される選挙について適用することとしておるところでございます。

続きまして、議案第49号長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして。本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業に係る職員の給与の減額につきまして、所要の改正を行うものでございます。なお、改正内容につきましては、減額の対象となる部分休業について、現行の1日の勤務時間の一部を、全部又は一部に改めるものでございます。なお附則につきましては、施行日を令和7年10月1日としておるところでございます。

続きまして、議案第50号長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、令和6年能登半島地震を受け、災害その他非常の場合におきまして、町長が認める時は、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置および排水設備に関する工事ができるよう、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第1条につきましては、長与町水道給水条例におきまして、他の市町村長または他の市町村長の指定を受けた給水装置工事事業者による給水装置工事の施行を可能とするよう、所要の改正を行うものでございます。第2条につきましては、長与町公共下水道条例におきまして、他の市町村長の指定を受けた指定排水設備工事店による排水設備工事の施行を可能とするよう、所要の改正を行うものでございます。なお附則につきましては、施行日を公布の日としております。

続きまして、議案第51号長与町新図書館等複合施設建設工事（太陽光）請負契約の締結につきましてでございます。本工事請負契約は、7月29日に指名業者14社による指名競争入札を実施をいたしました。長崎運送株式会社が6,353万2,700円で落札をいたしております。本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎市西泊町22番38号、長崎運送株式会社、代表取締役早石朝廣、資本金は1億円で

ございます。工事の概要といたしましては、長与町新図書館等複合施設の太陽光発電設備工事として、発電設備、集中検針設備、構内配線線路の工事を行うものでございます。工期は令和8年10月30日までの予定でございます。なお参考図面として平面図等を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願ひします。

続きまして、議案第52号中尾城公園遊具更新工事請負契約の締結につきましてでございます。本工事請負契約は、8月8日に指名業者18社による指名競争入札を実施をいたしまして、株式会社高谷が1億6,120万5,000円で落札をいたしておりましたので、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方ですけれども、長崎市女の都四丁目6番12号、株式会社高谷、代表取締役高谷重紀、資本金2,000万円でございます。工事の概要といたしましては、吉無田郷の中尾城公園におきまして、スパイラルスライダーの撤去をはじめ、遊具更新工事を行うものでございます。なお参考図面といたしまして平面図等を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願ひします。

続きまして、議案第53号町道路線の廃止につきまして。本議案は、道路法第10条第3項の規定によりまして、町道路線の廃止をお願いするものでございます。議案の後に、参考資料といたしまして町道廃止路線一覧、廃止路線平面図を添付しております。図面には起点を丸、終点を三角で表示しておりますのでご参照ください。対象となる路線につきましては、令和7年6月25日に民間事業者と締結をいたしました長与町斎藤郷西側埋立地への事業所配置の立地協定書に基づき、現町道を廃止する路線番号817の長与港西側4号線、1路線でございます。

続きまして、議案第54号町道路線の認定につきましてでございます。本議案は道路法第8条第2項の規定によりまして、町道路線の認定をお願いするものでございます。議案の後に、参考資料といたしまして町道認定路線一覧、認定路線平面図を添付しております。図面には起点を丸、終点を三角で表示しておりますのでご参照ください。対象となる路線でございますけれども、嬉里・丸田宅地開発の道路整備に伴い、新たに認定をする路線番号1408のヒナタヒルズ12号線、1路線でございます。

以上が議案第48号から第54号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第15、議案第55号令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）から日程第19、議案第59号令和7年度長崎都市計画事業長与町地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今一括議題となりました議案第55号から第59号につきまして提案理由を申し述べます。初めに、議案第55号令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,197万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を169億9,291万円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の9款地方特例交付金は、交付額の確定に伴い増額。10款地方交付税は、今年度における普通交付税の決定に伴い、現予算との差額分を増額をしておるところでございます。14款国庫支出金は過年度決算額の確定に伴い、児童手当負担金および出産・子育て応援事業費補助金の精算金を計上しております。17款寄附金でございます。社会福祉費寄附金を計上しております。18款繰入金は、介護保険特別会計繰入金を増額する他、減債基金への繰り戻しを計上しております。19款繰越金は、本補正予算の財源調整として計上をしております。20款諸収入でございます。病児・病後児保育事業負担金の過年度返還金の他、公用車の電気自動車導入に伴うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を計上をしておるところでございます。続きまして3ページの歳出について、主なものをご説明申し上げます。2款総務費は、遺贈寄附物件に伴う不動産鑑定委託料を増額する他、企業立地に伴う土地分筆登記業務委託料および西側埋立地整備工事費等を計上をしておるところでございます。3款民生費でございます。社会福祉費寄附金を活用した備品購入費を計上する他、各種事業費確定に伴う過年度返還金等を計上しております。4款衛生費は、同じく各種事業費確定に伴う過年度返還金を計上しておるところでございます。5款労働費は、勤労青少年ホームの施設整備における修繕および負担金を計上。6款農林水産業費は、岡北土地改良区等における農道等補修工事費を増額をしております。8款土木費は、土地区画整理事業特別会計の繰越金計上に伴い、当該特別会計繰出金を減額。10款教育費は、長与皿山付近での窯跡発見に伴い、用地購入ならびに調査準備費を新たに計上する他、町民体育館等各施設の修繕費を増額をしておるところでございます。4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正では、納付書処理業務委託につきまして債務負担行為をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いします。

続きまして、議案第56号令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,773万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を44億2,511万7,000円とするものでございます。それでは歳入につきましてご説明申し上げます。予算書の2ページをお開きください。6款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上しております。次に歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。8款1項予備費は、収支の調整として4,773

万8,000円を計上しております。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第57号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ53万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を7億6,823万円とするものでございます。それでは歳入についてご説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。4款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上をいたしております。次に歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度からの繰越金のうち、出納整理期間に収納した前年度分の保険料を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、53万9,000円を計上いたしております。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第58号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億3,839万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を35億4,965万5,000円とし、介護サービス事業勘定におきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ318万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を3,569万円とするものでございます。補正の内容につきましては2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきまして、3款2項国庫補助金は、令和7年度介護保険保険者機能強化推進交付金および介護保険保険者努力支援交付金の確定に伴い増額するものでございます。7款1項一般会計繰入金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修補助金の確定に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。8款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上をしておるところでございます。次に歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。3款1項介護予防・生活支援サービス事業費は、一般財源から国庫支出金への財源組替を行うものでございます。6款1項償還金及び還付加算金は、令和6年度の介護給付費および地域支援事業費に係る国県および支払基金の交付額の確定に伴う返還金でございます。6款2項繰出金は、令和7年度介護保険保険者機能強化推進交付金の確定に伴い、一般会計への繰出金を増額するものでございます。7款1項予備費は、収支の調整といたしまして1億9,588万3,000円を計上しております。次に4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入につきましては、2款1項繰越金は前年度決算に伴い確定した繰越額を計上しております。5ページをお開きください。2款1項予備費は、歳入の補正額を予備費として計上するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第59号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算の総額4億2,222万7,000円は変更せず、歳入予算の財源の組み替えを行うものでございます。補正の主な内容につきまして2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入につきましては、3款1項一般会計繰入金を13万8,000円減額し、4款1項繰越金を13万8,000円増額いたします。内容といたしましては、前年度決算による繰越金の補正に伴い、財源組替を行うものでございます。次に3ページをお開きください。歳出については補正是ございません。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願ひします。

以上が議案第55号から第59号までの提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第20、議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第26、議案第66号令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてまでの7件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第60号から第66号につきまして提案理由を申し上げます。まず、議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第64号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの議案5件につきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の決算審査意見書を付けまして議会の認定に付するものでございます。決算額といたしましては、一般会計が歳入総額170億5,234万6,222円、歳出総計159億3,265万8,312円。国民健康保険特別会計が、歳入総額40億3,500万2,285円、歳出総額39億8,726万2,889円。後期高齢者医療特別会計が、歳入総額7億4,441万6,059円、歳出総額7億4,387万6,859円。介護保険特別会計の保険事業勘定では、歳入総額33億244万2,362円、歳出総額30億5,450万8,200円。同じく介護サービス事業勘定では、歳入総額3,094万8,185円、歳出総額2,775万7,619円。土地区画整理事業特別会計では、歳入総額21億4,954万671円、歳出総額21億4,940万976円となっております。

次に、議案第65号令和6年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、および議案第66号令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての議案2件につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は地方公営企業法第32条第

2項の規定に基づく剰余金処分、併せまして同法第30条第4項の規定に基づく決算を監査委員の決算審査意見書を付けまして、議会の認定に付するものでございます。その内訳といたしまして、水道事業におきましては、事業収益8億167万5,652円、事業費用7億2,156万8,038円、資本的収入2億1,677万8,715円、資本的支出4億8,728万757円、当年度純利益および当年度未処分利益剰余金とともに5,431万5,278円。下水道事業におきましては、事業収益9億8,324万9,210円、事業費用9億1,463万9,826円、資本的収入1億7,007万428円、資本的支出4億989万3,586円、当年度純利益および当年度未処分利益剰余金とともに5,475万4,053円となっております。以上が議案第60号から第66号までの各会計の決算等の説明でございます。なお詳細につきましては、一般会計、特別会計におきましては歳入歳出決算事項別明細書および主要な施策の成果に関する報告書、企業会計におきましては決算附属書類を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いします。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

次に代表監査委員に決算審査の報告を求めます。

岩本代表監査委員。

○代表監査委員（岩本健君）

おはようございます。代表監査委員の岩本です。よろしくお願いします。地方自治法第233条第2項および第201条第5項の規定により、令和6年度長与町一般会計および各特別会計の歳入歳出決算ならびに基金について審査した結果を報告いたします。意見書の1ページをお開きください。審査の対象として、令和6年度の長与町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算と基金の運用状況について、令和7年7月4日から7月17日までの期間で実施いたしました。審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書および各基金の運用状況を示す書類について、会計管理者、各部長と関係職員の説明を聴取し、関係法令に準拠し調製されているか、財政運営は健全か、財政の管理運営は適正であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係帳簿等の書類審査、さらに現地調査、備品調査を実施し、慎重に審査を行いました。審査に付された関係資料等を審査した結果、一般会計および特別会計決算は、関係法令に準拠し作成され、決算計数は誤りがないものと認めました。各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿と証拠書類は符合しており、誤りのないものと認めました。しかしながら、建設産業部の補助金の事務処理において不適切な処理があり、後日随時監査を実施いたしました。長与町の財政状況は健全化が図られておりますけれども、より一層の健全財政を堅持していただきたい。なお、各会計と基金および町債の審査状況につきましては2ページから22ページに、審査に係る意見は35、

36ページに記載しておりますのでご参照ください。続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和6年度長与町水道事業会計、下水道事業会計の決算について審査した結果を報告いたします。審査の期間は令和7年7月1日、2日に実施いたしました。審査の方法は、町長から提出された決算報告書および財務諸表、決算付属書類など政令で定められた書類について、水道局長、同関係職員および会計管理者の説明を聴取し、決算計数の確認および分析を行い、経営成績、財政状態の把握、経済性や公共性を主眼として審査を行いました。審査の結果として、各会計の決算書および決算諸表ならびに証拠書類は地方公営企業法および関係法令に準拠して作成され、令和6年度における経営成績および財政状況は適正に表示されていると認めました。ただし、今後インフラの老朽化が進み、今まで以上に改修、更新、投資の必要性が高まると考えられるため、中長期的な視点に立ち、なお一層の効率的で効果的な経営により、健全で持続可能な事業を行っていただきたい。なお、水道および下水道事業会計の審査状況につきましては23ページから34ページに、審査に係る意見は36ページに記載しておりますのでご参照ください。報告は以上です。

○議長（安藤克彦議員）

日程第27、議案第67号長与町教育委員会委員の任命についてから、日程第29、議案第69号長与町農業委員会委員の任命についてまでの3件を議題とします。ただ今一括議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第67号から第69号につきまして提案理由を申し上げます。初めに、議案第67号長与町教育委員会委員の任命につきまして。長与町教育委員として、平成29年10月から2期8年間にわたり長与町教育行政の推進のためにご尽力いただいております仁田千都子委員の任期が今月末をもって満了いたします。私といたしましては、引き続き長与町教育委員として任命したいと考えておりますので、ご提案を申し上げ、議会の同意をお願いする次第でございます。仁田氏につきましては吉無田郷にお住まいです。これまで町の母子保健推進員などの活動にも従事されました。現在は民生委員推薦会委員、奨学資金運営委員会委員を兼任され、教育関係に深い理解と意欲をお持ちの方でございます。人格、識見ともに長与町教育委員として適任者であると確信しておりますので、ご同意を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

続きまして、議案第68号人権擁護委員の推薦につきまして。平成29年1月1日から現在に至るまでの3期9年、人権擁護委員としてご尽力を賜りました佐野浩子氏の任期が本年の12月末日をもって満了となります。再度法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。佐野氏は長与町の男女共同参画推進委員会、まち・ひと・しごと創生推進会議、総合開発審議

会などの委員として、多様な分野でご活躍をされている方でございます。人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深いご理解のある方と確信をしております。ご推薦くださいますようよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第69号長与町農業委員会委員の任命につきましてでございます。本議案は、農業委員会委員に欠員が生じたため、委員の補充を行うもので、委員に際しまして農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。なお、新委員の任期は令和8年7月19日まででございます。坂本謙二氏は、平成29年7月から令和5年7月までの2期にわたり農地利用最適化推進委員を務められた経験があり、今回改めて地域から推薦を受けた方でございます。また地域を代表する農業経営者であり、白津地区実行組合長として活躍されるなど、地域の信任を得ている方でございます。人格が高潔で農業に関する識見も有しております、法令業務の執行や農地利用の最適化の推進を図るために必要な方と確信しておりますので、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 10時21分）